

広島市告示（安佐南区）第49号  
令和8年5月12日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和8年5月12日から同月26日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
市道	安佐南2区 16号線	安佐南区東野二丁目 617番地地先から 安佐南区東野二丁目 617番地2地先まで	令和8年5月12日